

# 横浜市生活環境の保全等に関する条例施行細則の一部改正について

## 1 趣旨

横浜市では、床面積の合計が 2,000 m<sup>2</sup>以上の建築物を建築しようとする建築主に対し、建築計画時に再生可能エネルギーの導入を検討し、その結果を施行規則第 90 条の 2 第 3 項で定める期日までに横浜市に報告することを義務付けています。

この度、再エネ設備の導入効果に関する説明制度<sup>※</sup>の創設に伴い、細則で定める様式の一部改正を行います。

※建築物省エネ法に基づき、専門的知識を有する建築士から建築主に対し、再エネ設備の導入効果を説明する制度（令和 7 年 4 月施行予定）

## 2 改正内容

別紙（新旧対照表）のとおり

## 3 施行予定日

令和 7 年 4 月 1 日